

【資料 1】

奄美大島海区
漁業調整委員会資料
令和 5 年 3 月 14 日

【議題 1】

奄美大島海区漁場計画の案について（諮問）

水振第777号
令和5年2月22日
(水産振興課扱い)

奄美大島海区漁業調整委員会 会長 様

鹿児島県知事



奄美大島海区漁場計画の案について(諮問)

このことについて、別添のとおり作成したので、漁業法(昭和24年法律第267号)第64条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

奄美大島海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

- (1) 漁場番号, 漁業種類, 個別漁業権又は団体漁業権の別(区画漁業権に限る), 漁業の名称, 漁業の時期, 漁場の位置, 漁場の区域, 制限又は条件, 関係地区

別紙のとおり

(2) 存続期間

① 共同漁業権

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

② 区画漁業

(ア) 第一種区画漁業

A 魚類養殖業(魚類小割式養殖業, くろまぐろ小割式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

B のり養殖業

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

C もずく養殖業

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

D 真珠母貝養殖業(真珠母貝垂下式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

E ひおうぎがい養殖業(ひおうぎがい垂下式養殖業)

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

F 真珠養殖業

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

(イ) 第二種区画漁業

くるまえび養殖業

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

奄美大島海区漁場計画の案

	ページ
○ 奄美大島海区	
(1) 共同漁業	奄 - 1
(2) 区画漁業	
ア 魚類養殖業	奄 - 6
イ のり養殖業	奄 - 18
ウ もずく養殖業	奄 - 19
エ 真珠母貝養殖業	奄 - 26
オ ひおうぎがい養殖業	奄 - 31
オ 真珠養殖業	奄 - 32
カ くるまえび養殖業	奄 - 38

3. 奄美大島海区

(1) 共同漁業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は条件	関係地区
大共第1号	第1種共同漁業	もずく漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧笠利町)・大島郡龍郷町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 奄美空港 次の点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 及び点A, 点G, 点H, 点I, 点J, 点K, 及び点G, を順次に結ぶ線によって囲まれた区域 点A N 28° 25' 18.4" E 129° 42' 24.9" 点B N 28° 25' 18" E 129° 42' 24.7" 点C N 28° 25' 18.3" E 129° 42' 24" 点D N 28° 25' 16.8" E 129° 42' 23.2" 点E N 28° 25' 14.4" E 129° 42' 28.8" 点F N 28° 25' 16.1" E 129° 42' 29.8" 点G N 28° 25' 16.2" E 129° 42' 29.9" 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 基点2 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (大島郡龍郷町と旧名瀬市との境界点) 点ア N 28° 27' 48" E 129° 32' 18" 点イ N 28° 32' 32" E 129° 41' 45" 点ウ N 28° 27' 22" E 129° 44' 28" 点エ N 28° 24' 34" E 129° 43' 04" 点オ N 28° 20' 27" E 129° 34' 44"	なし	奄美市の旧笠利町の区域・大島郡龍郷町
		おごのり漁業	"				
		さざえ漁業	"				
		やこうがい漁業	"				
		まがきがい漁業	"				
		しゃこがい漁業	"				
		たからがい漁業	"				
		たかせがい漁業	"				
		ひらせがい漁業	"				
		とこぶし漁業	"				
		うに漁業	"				
		なまこ漁業	"				
		たこ漁業	"				
		いせえび漁業	"				
大共第2号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧住用村及び旧名瀬市東方)地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 20' 44" E 129° 34' 13" (旧名瀬市と大島郡龍郷町との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (奄美市と瀬戸内町との境界点) 点ア N 28° 20' 27" E 129° 34' 44" 点イ N 28° 12' 40" E 129° 28' 55" 点ウ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"	なし	奄美市の旧住用村・旧名瀬市の区域
		雑魚狩刺網漁業	"				
		あさひがにかり網漁業	"				
		小型定置網漁業	"				
		さざえ漁業	1月1日～12月31日				
大共第3号	第1種共同漁業	さざえ漁業	1月1日～12月31日	奄美市(旧名瀬市)西方地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし, 次の区域を除く。 1 名瀬港 (1) 長浜地区 ① 漁船だまり 防波堤(北)と防波堤(南)の先端を結ぶ線以内の港内	なし	奄美市の旧名瀬市の区域
		やこうがい漁業	"				
		まがきがい漁業	"				
		うに漁業	"				
		なまこ漁業	"				
		たこ漁業	"				
		いせえび漁業	"				

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～12月31日 "		<p>② 点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H及び点Iを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A N 28° 23' 47" E 129° 29' 44" 点B N 28° 23' 47" E 129° 29' 48" 点C N 28° 23' 43" E 129° 29' 48" 点D N 28° 23' 43" E 129° 29' 51" 点E N 28° 23' 43" E 129° 29' 52" 点F N 28° 23' 37" E 129° 29' 52" 点G N 28° 23' 26" E 129° 29' 46" 点H N 28° 23' 23" E 129° 29' 46" 点I N 28° 23' 22" E 129° 29' 45"</p> <p>(2) 本港地区 点J, 点K, 点L, 点M及び点Nを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点J N 28° 23' 07" E 129° 29' 48" 点K N 28° 23' 05" E 129° 29' 50" 点L N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点M N 28° 23' 04" E 129° 29' 50" 点N N 28° 22' 55" E 129° 29' 54"</p> <p>(3) 佐大熊地区 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ, 点キ, 点クを結んだ直線, 点ク, 点ケを結んだ半径213.92メートル, 内角47度47分の西側の円弧, 点ケ, 点コを結んだ半径896.5メートル, 内角5度30分の南側の円弧, 点コ, 点サを結んだ半径226.3メートル, 内角38度52分の北西側の円弧, 点サから点ツまでを順次に直線で結んだ線, 点ツ, 点テを結んだ半径206.3メートル, 内角37度30分の北西側の円弧, 点テ, 点トを結んだ半径916.5メートル, 内角5度47分の南側の円弧, 点ト, 点ナを結んだ半径43.1メートル, 内角91度の東側の円弧及び点ナから点ノまでを順次に直線で結んだ線と陸岸で囲まれた区域。</p> <p>点ウ N 28° 23' 45" E 129° 30' 28" 点エ N 28° 23' 48" E 129° 30' 20" 点オ N 28° 23' 42" E 129° 30' 17" 点カ N 28° 23' 43" E 129° 30' 17" 点キ N 28° 23' 28" E 129° 30' 09" 点ク N 28° 23' 28" E 129° 30' 10" 点ケ N 28° 23' 23" E 129° 30' 13" 点コ N 28° 23' 21" E 129° 30' 10" 点サ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点シ N 28° 23' 17" E 129° 30' 06" 点ス N 28° 23' 11" E 129° 30' 04" 点セ N 28° 23' 11" E 129° 30' 05" 点ソ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点タ N 28° 23' 17" E 129° 30' 10" 点チ N 28° 23' 17" E 129° 30' 11" 点ツ N 28° 23' 17" E 129° 30' 07" 点テ N 28° 23' 20" E 129° 30' 10" 点ト N 28° 23' 22" E 129° 30' 13" 点ナ N 28° 23' 20" E 129° 30' 14" 点ニ N 28° 23' 18" E 129° 30' 12" 点ヌ N 28° 23' 19" E 129° 30' 13" 点ネ N 28° 23' 19" E 129° 30' 14" 点ノ N 28° 23' 20" E 129° 30' 15"</p> <p>2 知名瀬港 防波堤(西)(B)北端と防波堤南端を結ぶ線以内の港内</p>		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					基点及び点の位置 基点1 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (奄美市と大島郡大和村との境界点) 基点2 N 28° 27' 34" E 129° 32' 29" (旧名瀬市と大島郡竜郷町との境界点) 点ア N 28° 23' 19" E 129° 23' 30" 点イ N 28° 27' 48" E 129° 32' 18"		
大共第4号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たからがい漁業 たかせがい漁業 ひらせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 "	大島郡大和村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 基点2 N 28° 23' 06" E 129° 23' 42" (大島郡大和村と奄美市との境界点) 点ア N 28° 19' 38" E 129° 15' 20" 点イ N 28° 22' 27" E 129° 20' 41" 点ウ N 28° 23' 19" E 129° 23' 30"	なし	大島郡大和村
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかり網漁業	1月1日～12月31日 "				
大共第5号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 とこぶし漁業 たかせがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～12月31日 "	大島郡宇検村地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡宇検村と瀬戸内町との境界点) 基点2 N 28° 19' 27" E 129° 15' 33" (大島郡宇検村と大和村との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48" 点イ N 28° 18' 56" E 129° 11' 10" 点ウ N 28° 19' 38" E 129° 15' 20"	なし	大島郡宇検村
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網漁業	1月1日～12月31日 " " "				
大共第6号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 しゃこがい漁業 たかせがい漁業	1月1日～12月31日 " " " "	大島郡瀬戸内町地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び基点1を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。 基点及び点の位置 基点1 N 28° 15' 19" E 129° 08' 07" (大島郡瀬戸内町と宇検村との境界点) 基点2 N 28° 11' 36" E 129° 25' 48" (大島郡瀬戸内町と奄美市との境界点) 点ア N 28° 15' 17" E 129° 07' 48"	なし	大島郡瀬戸内町

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
		うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " "		点イ N 27° 59' 43" E 129° 08' 00" 点ウ N 27° 59' 20" E 129° 15' 34" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 27' 12"		
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 きびなご敷網漁業 あさひがにかかり網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " "				
大共第7号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " "	奄美市田雲崎沖三ツ瀬地先	奄美市田雲崎沖の三ツ瀬南西側岩礁を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の旧名瀬市の区域
大共第8号	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～ 12月31日 "	奄美市市崎沖御瀬地先	奄美市市崎沖の御瀬を中心に半径500メートルの線によって囲まれた区域。	なし	奄美市の旧住用村の区域
大共第9号	第1種共同漁業	さざえ漁業 やこうがい漁業 しゃこがい漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " "	大島郡喜界町地先	喜界島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 湾港 岸壁(-5.5M)北端から真方位258度30分の線と陸岸によって囲まれた区域	なし	大島郡喜界町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚狩刺網漁業 あさひがにかかり網漁業 雑魚待網漁業 小型定置網漁業	1月1日～ 12月31日 " " " "				
大共第10号	第1種共同漁業	いわのり漁業 ひとえぐさ漁業 さざえ漁業 やこうがい漁業 まがきがい漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町地先	徳之島の最大高潮時海岸線から沖合1,500メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。 1 亀徳港 (1) 岸壁(-7.5M)東端と岸壁(-9.0M)北端を結ぶ線以内の区域 (2) 次の点ア、点イ及び点ウ、点エと陸岸によって囲まれた区域 点ア 岸壁(-9.0M)北端 点イ 防波堤(南)の北端から南西へ150メートルの点 点ウ 防波堤(南)南端 点エ 岸壁(-9.0M)南端	なし	大島郡徳之島町・同郡天城町・同郡伊仙町
	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 あさひがにかかり網漁業	1月1日～ 12月31日 " "		2 平土野港 岸壁(-5.5M)の西端から167度30分の線と陸岸によって囲まれた区域 3 徳之島空港		

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限は又条件	関係地区
					<p>点A, 点B, 点C, 点D, 点E, 点F, 点G, 点H, 点I, 点J, 点Kを順次に直線で結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域。</p> <p>点A N 27° 50' 47.20" E 128° 52' 54.49" 点B N 27° 50' 48.72" E 128° 52' 54.64" 点C N 27° 50' 48.48" E 128° 52' 58.08" 点D N 27° 50' 48.63" E 128° 52' 58.09" 点E N 27° 50' 48.64" E 128° 52' 57.97" 点F N 27° 50' 48.65" E 128° 52' 57.97" 点G N 27° 50' 48.58" E 128° 52' 58.94" 点H N 27° 50' 48.25" E 128° 52' 58.90" 点I N 27° 50' 48.09" E 128° 52' 58.80" 点J N 27° 50' 47.13" E 128° 52' 58.70" 点K N 27° 50' 47.01" E 128° 52' 58.86"</p>		
大 共 第11号	第 1 種 共同漁業	さざえ漁業 やこうがい 漁業 まがきがい 漁業 しゃこがい 漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " "	大島郡和 泊町・同 郡知名町 地先	<p>沖永良部島の最大高潮時海岸線から沖合2,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。</p> <p>和泊港 岸壁(-7.5M)南端(A)と防潮堤東端(B)を結ぶ線以内の港内</p>	なし	大島郡和 泊町・同 郡知名町
	第 2 種 共同漁業	雑魚建網漁業 あさひがにか かり網漁業 敷網(追込 網)漁業	1月1日～ 12月31日 " "				
大 共 第12号	第 1 種 共同漁業	もずく漁業 おごのり漁業 あおさ(ひと えぐさ)漁業 さざえ漁業 やこうがい 漁業 まがきがい 漁業 しゃこがい 漁業 たかせがい 漁業 くもがい(す いじがい) 漁業 ほらいが漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 いせえび漁業	1月1日～ 12月31日 " " " " " " " " " " " " " " " " " "	大島郡与 論町地先	<p>与論島の最大高潮時海岸線から沖合3,000メートルの線によって囲まれた区域。 ただし、次の区域を除く。</p> <p>1 与論港 次の点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点カを順次に直線で結んだ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>基点 岸壁(-5.5M)北端 点ア 点イから真方位156度の線と対岸との交点 点イ 基点から真方位310度30分, 627メートルの点 点ウ 点イから真方位50度, 300メートルの点 点エ 点ウから真方位136度30分, 595メートルの点 点オ 点エから真方位110度, 280メートルの点 点カ 点オから真方位145度の線と対岸との交点</p> <p>2 供利地区 次の点A, 点Bを順次に結ぶ線と陸岸によって囲まれた区域</p> <p>点A 供利地区岸壁(-9.0M)南端 点B 供利漁港地区防波堤(90M)基部</p>	なし	大島郡与 論町
	第 2 種 共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚追込網 漁業 あさひがにか かり網漁業	1月1日～ 12月31日 " "				

3 奄美大島海区
 (1) 区画漁業
 ア 魚類養殖業

漁場番号	漁業の種類 個別漁業権又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件		関係地区
						いけす(8メートル×8メートル)の数の最高限度		
大特区魚第1号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村枝手久島生間長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 05" E 129° 12' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 12' 48" 点ウ N 28° 16' 54" E 129° 12' 41" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 12' 42"	別紙-1	161台	大島郡宇検村
	団体漁業権							
大特区魚第2号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村枝手久島生間赤崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 59" E 129° 13' 16" 点イ N 28° 16' 52" E 129° 13' 15" 点ウ N 28° 16' 55" E 129° 13' 50" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 13' 51"	別紙-1	287台	大島郡宇検村
	団体漁業権							
大特区魚第3号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村生勝地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 00" E 129° 13' 42" 点イ N 28° 16' 54" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 16' 36" E 129° 14' 25" 点エ N 28° 16' 42" E 129° 14' 28"	別紙-1	478台	大島郡宇検村
	団体漁業権							
大特区魚第4号	第1種区画漁業	くろまぐろ(人工種苗)小割式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村金崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 40" E 129° 14' 32" 点イ N 28° 16' 35" E 129° 14' 29" 点ウ N 28° 16' 24.5" E 129° 14' 48" 点エ N 28° 16' 29.5" E 129° 14' 51"	別紙-2	221台	大島郡宇検村
	団体漁業権							
大特区魚第5号	第1種区画漁業	くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日	大島郡宇検村イジン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙-1	261台	大島郡宇検村
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大 特 区 魚 第6号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村イジ ン崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 16' 25" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 16' 18" E 129° 15' 05" 点ウ N 28° 16' 12" E 129° 15' 35" 点エ N 28° 16' 16" E 129° 15' 44" 点オ N 28° 16' 21" E 129° 15' 41" 点カ N 28° 16' 18" E 129° 15' 35"	別紙-2	84台	大島 郡宇 検村
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第7号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙-1	123台	大島 郡宇 検村
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第8号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙-2	67台	大島 郡宇 検村
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第9号	第1種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 58" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 15' 37" E 129° 15' 02" 点ウ N 28° 15' 40" E 129° 14' 56" 点エ N 28° 16' 01" E 129° 15' 08"	別紙-3	98台	大島 郡宇 検村
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第10号	第1種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 38" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 37" E 129° 13' 03" 点ウ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点オ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56" 点カ N 28° 13' 26" E 129° 12' 52"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	144台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大 特 区 魚 第11号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	別紙-2	大特区 魚第12 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第12号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 27" E 129° 12' 56" 点イ N 28° 13' 27" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 26" E 129° 12' 56"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	大特区 魚第11 号と合 わせて 14台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第13号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 26" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 26" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点エ N 28° 13' 24" E 129° 12' 52"	別紙-1	68台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第14号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙-2	大特区 魚第15 号と合 わせて 83台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第15号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び 点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれ た区域 点の位置 点ア N 28° 13' 24" E 129° 12' 52" 点イ N 28° 13' 24" E 129° 13' 02" 点ウ N 28° 13' 18" E 129° 12' 58" 点エ N 28° 13' 20" E 129° 12' 51"	別紙-3	大特区 魚第14 号と合 わせて 83台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種 類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件		関係 地区
	個別漁業権 又 は 団体漁業権 の 別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の 数 の 最 高 限 度		
大 特 区 魚 第16号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	11月1日 から翌年 6月30日	大島郡瀬 戸内町浜 グリ崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 32" E 129° 15' 30" 点イ N 28° 12' 27" E 129° 15' 30" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 15' 26"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない。	19台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第17号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈湾クビ リ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 07" E 129° 15' 16" 点イ N 28° 13' 02" E 129° 15' 25" 点ウ N 28° 12' 39" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 12' 51" E 129° 15' 04"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	279台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第18号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 慈オフケ 、ナガサ キ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 28" E 129° 15' 27" 点イ N 28° 13' 28" E 129° 15' 39" 点ウ N 28° 13' 13" E 129° 15' 39" 点エ N 28° 13' 13" E 129° 15' 27"	別紙-1	111台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第19号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町佐 栄崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 08" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 13' 12" E 129° 15' 46" 点ウ N 28° 13' 21" E 129° 15' 58" 点エ N 28° 13' 17" E 129° 16' 02"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第20号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川コバキ ン地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 15' 42" 点イ N 28° 12' 39" E 129° 15' 42" 点ウ N 28° 12' 44" E 129° 16' 10" 点エ N 28° 12' 49" E 129° 16' 09"	別紙-1	267台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種 類	漁業の 名 称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制 限 又 は 条 件		関係 地区
	個別漁業権 又 は 団体漁業権 の 別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の 数 の 最 高 限 度		
大 特 区 魚 第21号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾池ノ 間地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 03" E 129° 16' 43" 点イ N 28° 12' 59" E 129° 16' 45" 点ウ N 28° 12' 50" E 129° 16' 27" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 16' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	63台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第22号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町阿 室釜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 04" E 129° 17' 13" 点イ N 28° 13' 07" E 129° 17' 17" 点ウ N 28° 13' 03" E 129° 17' 21" 点エ N 28° 13' 00" E 129° 17' 16"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	32台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第23号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 マチヤン 鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 45" E 129° 16' 54" 点イ N 28° 12' 54" E 129° 16' 49" 点ウ N 28° 13' 02" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 12' 54" E 129° 17' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	129台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第24号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-1	399台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第25号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-2	120台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第26号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町篠 川湾深浦 大浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 43" E 129° 16' 49" 点イ N 28° 12' 51" E 129° 16' 44" 点ウ N 28° 12' 40" E 129° 16' 21" 点エ N 28° 12' 32" E 129° 16' 26"	別紙-3	54台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大 特 区 魚 第27号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町白 浜小宮地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 30" E 129° 16' 18" 点イ N 28° 12' 36" E 129° 16' 12" 点ウ N 28° 12' 27" E 129° 16' 03" 点エ N 28° 12' 22" E 129° 16' 11"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	75台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第28号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 29" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点ウ N 28° 10' 09" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 10' 17" E 129° 17' 34"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	225台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第29号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 34" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 25" E 129° 17' 04" 点ウ N 28° 10' 21" E 129° 17' 11" 点エ N 28° 10' 29" E 129° 17' 18"	別紙-3	147台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第30号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 17" E 129° 17' 11" 点イ N 28° 10' 27" E 129° 17' 02" 点ウ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点エ N 28° 10' 08" E 129° 17' 01"	別紙-1	396台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							
大 特 区 魚 第31号	第 1 種 区画漁業	くろまぐろ (人工種 苗)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町ク マチキヨ 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 08" E 129° 17' 01" 点イ N 28° 10' 18" E 129° 16' 52" 点ウ N 28° 10' 15" E 129° 16' 46" 点エ N 28° 10' 04" E 129° 16' 56"	別紙-2	180台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							

漁場 番号	漁業の 種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル)の 数の最 高限度		
大 特 区 魚 第32号	第 1 種 区画漁業	魚類(くろ まぐろを除 く)小割式 養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町久 根津基地 前地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 18" E 129° 17' 41" 点イ N 28° 10' 15" E 129° 17' 41" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 17' 35" 点エ N 28° 10' 19" E 129° 17' 36"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	12台	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権							

別紙－１　（天然種苗　大特区魚第１号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル　正方形）161台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（10,323㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１　（天然種苗　大特区魚第２号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル　正方形）287台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（18,312㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１　（天然種苗　大特区魚第３号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル　正方形）478台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（30,562㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１　（天然種苗　大特区魚第５号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル　正方形）261台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（16,693㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１　（天然種苗　大特区魚第７号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル　正方形）123台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（7,880㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （人工種苗 大特区魚第13号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）68台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第18号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）111台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（7,104㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第20号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）267台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（17,088㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第24号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）399台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,536㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－１ （天然種苗 大特区魚第30号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）396台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（25,344㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第４号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）221台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第６号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）84台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第８号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）67台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第11号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）14台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第14号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（８メートル×８メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第25号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）120台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－２ （人工種苗 大特区魚第31号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）180台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－３ （人工種苗(親魚) 大特区魚第9号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）98台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－３ （人工種苗(親魚) 大特区魚第15号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）83台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－３ （人工種苗(親魚) 大特区魚第26号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）54台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

別紙－３ （人工種苗(親魚) 大特区魚第29号)

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）147台とする。
ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。
- (2) 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗の生産に用いるくろまぐろ親魚でなくてはならない。
- (3) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。

イ のり養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	関係 地区
	団体漁業権						
大 特 区 の 第 1 号	第 1 種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡龍 郷町屋入 地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 24' 59" E 129° 36' 07" 基点2 N 28° 24' 54" E 129° 36' 02" 点ア N 28° 24' 59" E 129° 36' 02"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						
大 特 区 の 第 2 号	第 1 種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡天 城町松原 宝土地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 51' 49" E 128° 53' 26" (大島郡天城町松原宝土地先基点標識) 基点2 N 27° 51' 32" E 128° 53' 36" 点ア N 27° 51' 38" E 128° 53' 15"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡天 城町
	団体漁業権						
大 特 区 の 第 3 号	第 1 種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡天 城町松原 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 51' 23" E 128° 53' 28" 点イ N 27° 51' 31" E 128° 53' 02" 点ウ N 27° 50' 54" E 128° 53' 00" 点エ N 27° 50' 49" E 128° 53' 17"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡天 城町
	団体漁業権						
大 特 区 の 第 4 号	第 1 種 区画漁業	のり養殖業	9月1日 から翌年 5月31日	大島郡徳 之島町手 々地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ線と最 大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 27° 53' 26" E 128° 55' 47" (大島郡徳之島町手々基点標識) 基点2 N 27° 53' 24" E 128° 56' 00" (大島郡徳之島町手々基点標識) 点ア N 27° 53' 28" E 128° 55' 58"	漁具は船 舶の航行 を妨げな いように 敷設しな ければな らない	大島 郡徳 之島 町
	団体漁業権						

ウ もずく養殖業

漁場番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
大特区も第1号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町外金久地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点1を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 49" E 129° 40' 17" (奄美市笠利町外金久亀崎地先基点標識) 点ア N 28° 27' 46" E 129° 40' 08" 点イ N 28° 27' 59" E 129° 39' 56" 点ウ N 28° 28' 08" E 129° 40' 08"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業権						
大特区も第2号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町喜瀬崎原地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 28' 01" E 129° 38' 57" (奄美市笠利町喜瀬崎西郷岩基点標識) 基点2 N 28° 27' 38" E 129° 39' 00" (奄美市笠利町喜瀬崎基点標識) 点ア N 28° 28' 01" E 129° 38' 52" 点イ N 28° 27' 39" E 129° 38' 52"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業権						
大特区も第3号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町打田原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 35" E 129° 38' 55" 点イ N 28° 27' 37" E 129° 38' 49" 点ウ N 28° 27' 26" E 129° 38' 52" 点エ N 28° 27' 27" E 129° 39' 00"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業権						
大特区も第4号	第1種区画漁業	もずく養殖業	10月1日から翌年6月30日	奄美市笠利町打田原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 27' 21" E 129° 39' 01" 点イ N 28° 27' 24" E 129° 38' 54" 点ウ N 28° 27' 20" E 129° 38' 51" 点エ N 28° 27' 16" E 129° 38' 57"	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業種 又は団体漁 業種の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業種						
大 特 区 も 第 5 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 鯨浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 47″ E 129° 39′ 00″ 点イ N 28° 26′ 45″ E 129° 38′ 51″ 点ウ N 28° 26′ 36″ E 129° 38′ 46″ 点エ N 28° 26′ 23″ E 129° 38′ 54″ 点オ N 28° 26′ 26″ E 129° 39′ 06″	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業種						
大 特 区 も 第 6 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 18″ E 129° 39′ 15″ 点イ N 28° 26′ 16″ E 129° 39′ 12″ 点ウ N 28° 26′ 03″ E 129° 39′ 20″ 点エ N 28° 26′ 05″ E 129° 39′ 24″	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業種						
大 特 区 も 第 7 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町喜瀬 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 04″ E 129° 38′ 50″ 点イ N 28° 25′ 42″ E 129° 39′ 00″ 点ウ N 28° 25′ 48″ E 129° 39′ 07″ 点エ N 28° 26′ 06″ E 129° 38′ 55″	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業種						
大 特 区 も 第 8 号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	奄美市笠 利町一ト ン崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26′ 05″ E 129° 38′ 42″ 点イ N 28° 26′ 08″ E 129° 38′ 38″ 点ウ N 28° 26′ 06″ E 129° 38′ 34″ 点エ N 28° 25′ 59″ E 129° 38′ 34″	1 漁具群の外角にそれぞれ方80cmの赤旗を水面上1.5m以上の高さに設置しなければならない 2 漁具は船舶の航行を妨げないように敷設しなければならない	奄美市の旧笠利町
	団体漁業種						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業権						
大特区 も 第9号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町白浦 地先	基点1, 点ア, 点イ, 及び基点1を順次に直線 で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲まれた 区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 点ア N 28° 25' 59" E 129° 38' 34" 点イ N 28° 25' 57" E 129° 38' 25"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						
大特区 も 第10号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町白浦 地先	基点1, 点ア及び基点2を順次に直線で結んだ 線と 最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 25' 41" E 129° 38' 30" (大島郡龍郷町クサ瀬基点標識) 基点2 N 28° 25' 05" E 129° 38' 23" (大島郡龍郷町辛浜右岸基点標識) 点ア N 28° 25' 16" E 129° 38' 10"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						
大特区 も 第11号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町芦徳 地先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2を順次に直線で結 んだ 線と最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 08" E 129° 37' 49" (大島郡龍郷町蔵崎基点標識) 基点2 N 28° 25' 57" E 129° 37' 32" (大島郡龍郷町長浜基点標識) 点ア N 28° 26' 07" E 129° 37' 49" 点イ N 28° 25' 53" E 129° 37' 32"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						
大特区 も 第12号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町芦徳 倉崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 12" E 129° 37' 46" 点イ N 28° 26' 14" E 129° 37' 48" 点ウ N 28° 26' 21" E 129° 37' 41" 点エ N 28° 26' 20" E 129° 37' 39"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業権						
大特区 も 第13号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町高岩 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 26' 29" E 129° 37' 41" 点イ N 28° 26' 29" E 129° 37' 45" 点ウ N 28° 26' 40" E 129° 37' 44" 点エ N 28° 26' 39" E 129° 37' 40"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						
大特区 も 第14号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡龍 郷町龍郷 辺座崎地 先	基点1, 点ア, 点イ, 基点2及び基点1を順次 に直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲 まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 14" E 129° 36' 20" (大島郡龍郷町龍郷郵便局下基点標識) 基点2 N 28° 27' 22" E 129° 36' 34" (大島郡龍郷町龍郷辺座崎基点標識) 点ア N 28° 27' 06" E 129° 36' 24" 点イ N 28° 27' 13" E 129° 36' 39"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡龍 郷町
	団体漁業権						
大特区 も 第15号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡大 和村国直 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点ア を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 22' 36" E 129° 24' 15" 点イ N 28° 22' 36" E 129° 24' 12" 点ウ N 28° 22' 25" E 129° 24' 14" 点エ N 28° 22' 07" E 129° 24' 15" 点オ N 28° 22' 08" E 129° 24' 19" 点カ N 28° 22' 26" E 129° 24' 17"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡大 和村
	団体漁業権						
大特区 も 第16号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡大 和村大和 浜地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に 直線で結んだ線と最大低潮時海岸線によって囲ま れた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 39" E 129° 23' 55" (大島郡大和村大和浜崎基点標識) 基点2 N 28° 21' 53" E 129° 23' 49" (大島郡大和村大和浜親川基点標識) 点ア N 28° 21' 38" E 129° 24' 00" 点イ N 28° 21' 48" E 129° 23' 59" 点ウ N 28° 21' 55" E 129° 23' 53"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡大 和村
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業種 又は団体漁 業種の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業種						
大特区 も 第17号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡大 和村志戸 勘地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 19' 44" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 19' 46" E 129° 17' 20" 点ウ N 28° 19' 43" E 129° 17' 28" 点エ N 28° 19' 41" E 129° 17' 27"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡大 和村
	団体漁業種						
大特区 も 第18号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村阿室 小サイギ ヨ浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 33" E 129° 12' 08" 点イ N 28° 15' 35" E 129° 12' 10" 点ウ N 28° 15' 43" E 129° 12' 02" 点エ N 28° 15' 42" E 129° 12' 00"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡宇 検村
	団体漁業種						
大特区 も 第19号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村阿室 サイギヨ 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 45" E 129° 11' 54" 点イ N 28° 15' 47" E 129° 11' 53.5" 点ウ N 28° 15' 46" E 129° 11' 43.5" 点エ N 28° 15' 43.5" E 129° 11' 44"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡宇 検村
	団体漁業種						
大特区 も 第20号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村屋鈍 浜南地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 46" E 129° 11' 23" 点イ N 28° 15' 48" E 129° 11' 23" 点ウ N 28° 15' 48" E 129° 11' 16" 点エ N 28° 15' 46" E 129° 11' 16"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡宇 検村
	団体漁業種						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区 域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業権						
大特区 も 第21号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村屋鈍 浜北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15' 52" E 129° 11' 02" 点イ N 28° 15' 53" E 129° 11' 04.5" 点ウ N 28° 15' 57" E 129° 11' 02.5" 点エ N 28° 15' 56" E 129° 11' 00"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 も 第22号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡宇 検村枝手 久島サキ ドン浜地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 02" E 129° 12' 08.5" 点イ N 28° 17' 04" E 129° 12' 09.5" 点ウ N 28° 17' 07" E 129° 12' 03" 点エ N 28° 17' 05.5" E 129° 12' 02"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 も 第23号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡徳 之島町山 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 52' 20" E 128° 58' 25" 点イ N 27° 52' 20" E 128° 58' 22" 点ウ N 27° 52' 19" E 128° 58' 18" 点エ N 27° 52' 14" E 128° 58' 22"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡徳 之島 町
	団体漁業権						
大特区 も 第24号	第1種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡徳 之島町山 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線 で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 52' 33" E 128° 58' 32" 点イ N 27° 52' 29" E 128° 58' 31" 点ウ N 27° 52' 27" E 128° 58' 34" 点エ N 27° 52' 33" E 128° 58' 34"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡徳 之島 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	個別漁業種 又は団体漁 業種の別						
大 特 区 も 第25号	第 1 種 区画漁業	もずく養殖 業	10月1日 から翌年 6月30日	大島郡与 論町百合 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次 に直 線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 01' 55" E 128° 27' 31" 点イ N 27° 02' 01" E 128° 27' 44" 点ウ N 27° 01' 52" E 128° 27' 47" 点エ N 27° 01' 48" E 128° 27' 40" 点オ N 27° 01' 45" E 128° 27' 34"	1 漁具群の外 角にそれぞれ 方80cmの赤旗 を水面上1.5m 以上の高さに 設置しなけれ ばならない 2 漁具は船舶 の航行を妨げ ないように敷 設しなければ ならない	大島 郡与 論町
	団体漁業種						

エ 真珠母貝養殖業

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時 期	漁場の 位 置	漁 場 の 区 域	制限又は 条 件	関係 地区
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第1号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村当間 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 01″ 点イ N 28° 16′ 43″ E 129° 16′ 07″ 点ウ N 28° 16′ 23″ E 129° 16′ 00″ 点エ N 28° 16′ 25″ E 129° 15′ 55″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第2号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村部連 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ, 点カ及び点アを順次 に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 21″ E 129° 16′ 28″ 点イ N 28° 16′ 22″ E 129° 16′ 23″ 点ウ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 24″ 点エ N 28° 16′ 00″ E 129° 16′ 22″ 点オ N 28° 15′ 59″ E 129° 16′ 28″ 点カ N 28° 16′ 11″ E 129° 16′ 29″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第3号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村名柄 長崎鼻地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 58″ E 129° 15′ 33″ 点イ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 33″ 点ウ N 28° 16′ 03″ E 129° 15′ 22″ 点エ N 28° 15′ 59″ E 129° 15′ 22″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第4号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村佐念 カミジャ ラ崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 06″ E 129° 14′ 31″ 点イ N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 35″ 点ウ N 28° 16′ 15″ E 129° 14′ 27″ 点エ N 28° 16′ 08″ E 129° 14′ 24″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第5号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡宇 検村佐念 モカエダ 鼻地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 14″ 点イ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 18″ 点ウ N 28° 16′ 25″ E 129° 14′ 07″ 点エ N 28° 16′ 19″ E 129° 14′ 02″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡宇 検村
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第6号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町黒 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 53″ E 129° 16′ 29″ 点イ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 29″ 点ウ N 28° 10′ 49″ E 129° 16′ 11″ 点エ N 28° 10′ 52″ E 129° 16′ 11″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第7号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾芝待 網崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 13" E 129° 13' 54" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 13' 49" 点ウ N 28° 10' 53" E 129° 14' 07" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 14' 12"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第8号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町木 慈地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 58" E 129° 13' 31" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 45" E 129° 13' 27" 点エ N 28° 09' 47" E 129° 13' 24"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第9号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 35" E 129° 13' 32" 点イ N 28° 09' 39" E 129° 13' 35" 点ウ N 28° 09' 29" E 129° 13' 47" 点エ N 28° 09' 26" E 129° 13' 44"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第10号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名赤崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 39" E 129° 14' 07" 点イ N 28° 09' 40" E 129° 14' 14" 点ウ N 28° 09' 21" E 129° 14' 23" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 14' 16"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第11号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町武 名高浜地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 26" E 129° 14' 54" 点イ N 28° 09' 29" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 09' 43" E 129° 15' 14" 点エ N 28° 09' 39" E 129° 15' 17"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第12号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾長浜 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 59" E 129° 15' 13" 点イ N 28° 09' 58" E 129° 15' 08" 点ウ N 28° 10' 03" E 129° 15' 08" 点エ N 28° 10' 03" E 129° 15' 13"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第13号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町知 之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 22″ E 129° 15′ 30″ 点イ N 28° 10′ 22″ E 129° 15′ 35″ 点ウ N 28° 09′ 55″ E 129° 15′ 30″ 点エ N 28° 09′ 55″ E 129° 15′ 26″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第14号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町知 之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10′ 12″ E 129° 15′ 57″ 点イ N 28° 10′ 14″ E 129° 16′ 00″ 点ウ N 28° 10′ 08″ E 129° 16′ 05″ 点エ N 28° 10′ 06″ E 129° 16′ 02″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第15号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町平 松地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09′ 09″ E 129° 16′ 31″ 点イ N 28° 09′ 10″ E 129° 16′ 36″ 点ウ N 28° 09′ 15″ E 129° 16′ 35″ 点エ N 28° 09′ 14″ E 129° 16′ 30″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第16号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町俵 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08′ 33″ E 129° 15′ 47″ 点イ N 28° 08′ 30″ E 129° 15′ 49″ 点ウ N 28° 08′ 28″ E 129° 15′ 44″ 点エ N 28° 08′ 32″ E 129° 15′ 42″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第17号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町俵 長浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08′ 31″ E 129° 15′ 41″ 点イ N 28° 08′ 27″ E 129° 15′ 44″ 点ウ N 28° 08′ 13″ E 129° 15′ 13″ 点エ N 28° 08′ 18″ E 129° 15′ 10″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第18号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町瀬 相大浦湾 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08′ 25″ E 129° 16′ 12″ 点イ N 28° 08′ 28″ E 129° 16′ 09″ 点ウ N 28° 08′ 13″ E 129° 15′ 44″ 点エ N 28° 08′ 09″ E 129° 15′ 46″	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類 個別漁業権 又は団体漁 業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第19号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町瀬 相京泊地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 28" E 129° 16' 21" 点イ N 28° 08' 29" E 129° 16' 23" 点ウ N 28° 08' 32" E 129° 16' 20" 点エ N 28° 08' 30" E 129° 16' 18"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第20号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町吞 之浦大崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 48" E 129° 16' 28" 点イ N 28° 07' 52" E 129° 16' 25" 点ウ N 28° 07' 44" E 129° 16' 09" 点エ N 28° 07' 41" E 129° 16' 12"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第21号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町吞 之浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 24" E 129° 15' 57" 点イ N 28° 07' 25" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 07' 15" E 129° 15' 52" 点エ N 28° 07' 14" E 129° 15' 55"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第22号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町吞 之浦テハ 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 36" E 129° 16' 23" 点イ N 28° 07' 43" E 129° 16' 30" 点ウ N 28° 07' 35" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 07' 27" E 129° 16' 33"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第23号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町押 角フカラ 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 04" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 07' 06" E 129° 16' 32" 点ウ N 28° 07' 29" E 129° 16' 45" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 16' 50"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第24号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町白 木崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 30" E 129° 17' 03" 点イ N 28° 07' 34" E 129° 17' 00" 点ウ N 28° 07' 37" E 129° 17' 06" 点エ N 28° 07' 33" E 129° 17' 09"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
大特区 母(垂) 第25号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町瀬 相麦田原 地先	基点1、点ア、点イ、点ウ及び基点1を順次に直線で 結んだ線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 07' 42" E 129° 14' 55" (大島郡瀬戸内町瀬相麦田原基点標識) 点ア N 28° 07' 38" E 129° 14' 56" 点イ N 28° 07' 38" E 129° 14' 51" 点ウ N 28° 07' 42" E 129° 14' 52"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						
大特区 母(垂) 第26号	第1種 区画漁業	真珠母貝垂 下式養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	団体漁業権						

オ ひおうぎがい養殖業

漁場 番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は 条件	関係 地区
	個別漁業権 又は団体漁 業権の別						
大特区 ひ(垂) 第1号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町伊 砂根久真	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 17" E 129° 17' 25" 点イ N 28° 07' 16" E 129° 17' 30" 点ウ N 28° 06' 59" E 129° 17' 27" 点エ N 28° 06' 59" E 129° 17' 21"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大特区 ひ(垂) 第2号	第1種 区画漁業	ひおうぎが い垂下式養 殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡与 論町百合 浜地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 27° 01' 50" E 128° 27' 45" 点イ N 27° 01' 50" E 128° 27' 51" 点ウ N 27° 01' 43" E 128° 27' 50" 点エ N 27° 01' 44" E 128° 27' 44"	漁具群の 外角に電 燈その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡与 論町
	団体漁業権						

オ 真珠養殖業

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係 地区
	個別漁業権						
大区 第1号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村久志 テーク浜	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 12" E 129° 13' 47" 点イ N 28° 17' 06" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 17' 16" E 129° 13' 30" 点エ N 28° 17' 22" E 129° 13' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第2号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦徳 宮崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16' 52" E 129° 15' 49" 点イ N 28° 16' 53" E 129° 16' 03" 点ウ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点エ N 28° 17' 02" E 129° 15' 47"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第3号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦検 宮浦地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 02" E 129° 15' 47" 点イ N 28° 17' 03" E 129° 16' 01" 点ウ N 28° 17' 13" E 129° 16' 00" 点エ N 28° 17' 12" E 129° 15' 51"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大区 第4号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村芦検 オラ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17' 11" E 129° 16' 10" 点イ N 28° 17' 08" E 129° 16' 07" 点ウ N 28° 17' 00" E 129° 16' 07" 点エ N 28° 17' 06" E 129° 16' 12"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係 地区
大 区 第 5 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村松崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 17′ 00″ E 129° 16′ 21″ 点イ N 28° 16′ 49″ E 129° 16′ 21″ 点ウ N 28° 16′ 52″ E 129° 17′ 19″ 点エ N 28° 17′ 02″ E 129° 17′ 19″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大 区 第 6 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村クラ 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 39″ E 129° 17′ 19″ 点イ N 28° 16′ 45″ E 129° 17′ 18″ 点ウ N 28° 16′ 40″ E 129° 16′ 39″ 点エ N 28° 16′ 25″ E 129° 16′ 26″ 点オ N 28° 16′ 23″ E 129° 16′ 31″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大 区 第 7 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村部連 エイ浦地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 49″ E 129° 15′ 47″ 点イ N 28° 16′ 02″ E 129° 15′ 45″ 点ウ N 28° 16′ 01″ E 129° 15′ 37″ 点エ N 28° 15′ 48″ E 129° 15′ 40″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大 区 第 8 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村名柄 池ノ崎地 先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 15′ 51″ E 129° 14′ 56″ 点イ N 28° 15′ 56″ E 129° 15′ 00″ 点ウ N 28° 16′ 08″ E 129° 14′ 42″ 点エ N 28° 16′ 04″ E 129° 14′ 38″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						
大 区 第 9 号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡宇 検村佐念 カミジャ ラ崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 16′ 04″ E 129° 14′ 37″ 点イ N 28° 16′ 11″ E 129° 14′ 41″ 点ウ N 28° 16′ 13″ E 129° 14′ 35″ 点エ N 28° 16′ 06″ E 129° 14′ 31″	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡宇 検村
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係 地区
	個別漁業権						
大 区 第10号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町花 天アロホ 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 13' 05" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 13' 08" E 129° 13' 41" 点ウ N 28° 13' 17" E 129° 13' 24" 点エ N 28° 13' 14" E 129° 13' 22"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第11号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町大 浜前平田 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 52" E 129° 14' 20" 点イ N 28° 12' 57" E 129° 14' 24" 点ウ N 28° 13' 05" E 129° 13' 55" 点エ N 28° 13' 02" E 129° 13' 52"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第12号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町蛤 崎地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 12' 16" E 129° 15' 23" 点イ N 28° 12' 12" E 129° 15' 24" 点ウ N 28° 12' 10" E 129° 15' 17" 点エ N 28° 12' 15" E 129° 15' 15"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第13号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町阿 丹花崎地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 54" E 129° 16' 03" 点イ N 28° 10' 51" E 129° 15' 59" 点ウ N 28° 10' 56" E 129° 15' 54" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 15' 58"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第14号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町小 名瀬黒崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 10" E 129° 16' 39" 点イ N 28° 11' 09" E 129° 16' 43" 点ウ N 28° 10' 58" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 10' 58" E 129° 16' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

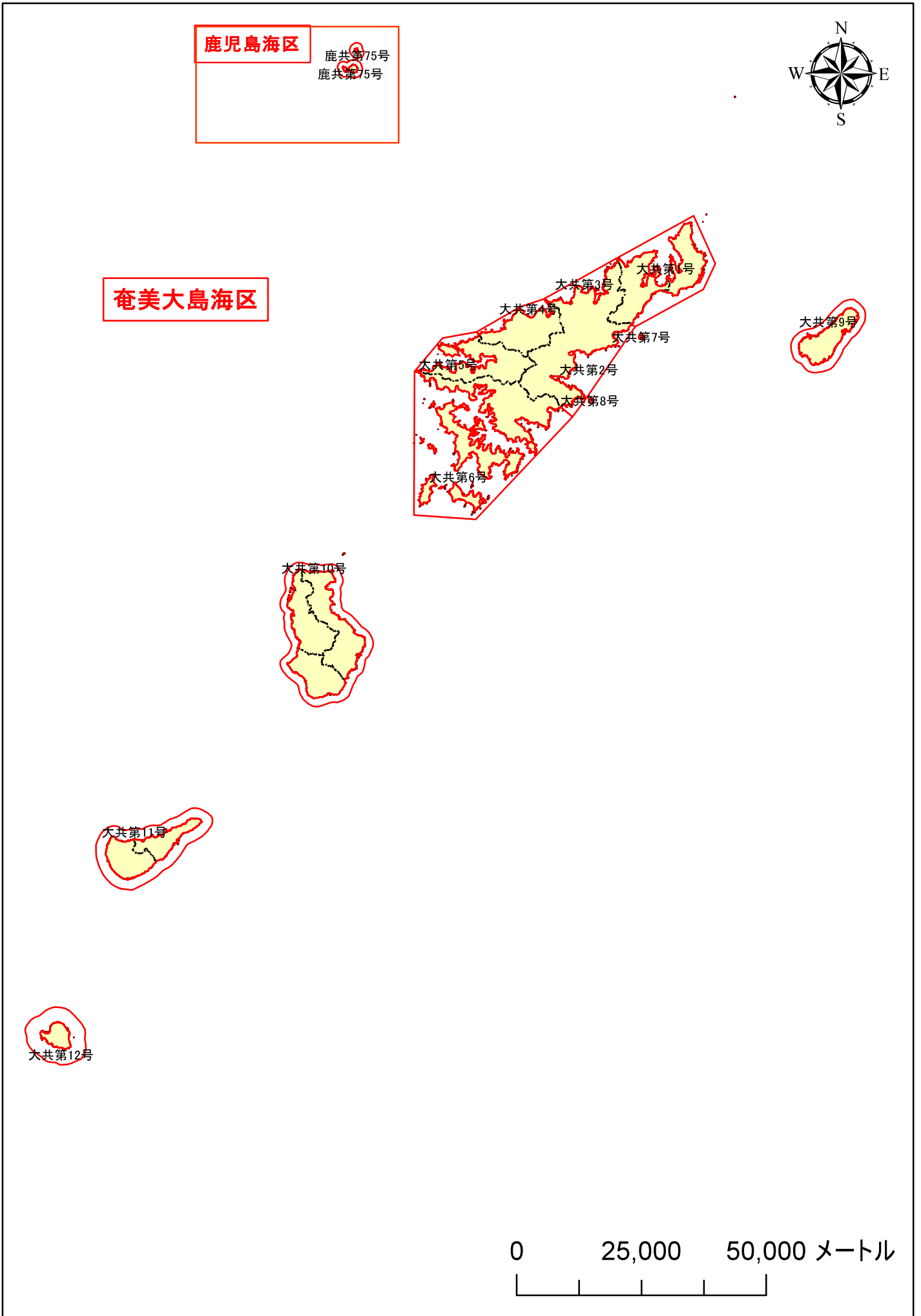
漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係 地区
	個別漁業権						
大区 第15号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日 から12月 31日	大島郡瀬 戸内町油 井小島地 先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結 んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 31" E 129° 16' 37" 点イ N 28° 10' 38" E 129° 16' 35" 点ウ N 28° 10' 41" E 129° 16' 49" 点エ N 28° 10' 34" E 129° 16' 51"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第16号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾潮崎 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 11' 16" E 129° 13' 39" 点イ N 28° 11' 10" E 129° 13' 44" 点ウ N 28° 10' 57" E 129° 13' 17" 点エ N 28° 11' 03" E 129° 13' 12"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第17号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町武 名地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 40" E 129° 13' 36" 点イ N 28° 09' 43" E 129° 13' 39" 点ウ N 28° 09' 34" E 129° 13' 51" 点エ N 28° 09' 31" E 129° 13' 48"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第18号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町武 名イチャ ンマ地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 20" E 129° 14' 25" 点イ N 28° 09' 44" E 129° 14' 21" 点ウ N 28° 09' 46" E 129° 14' 40" 点エ N 28° 09' 22" E 129° 14' 43"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大区 第19号	第1種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町薩 川湾鳥瀬 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 10' 12" E 129° 15' 10" 点イ N 28° 10' 12" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 10' 16" E 129° 15' 06" 点エ N 28° 10' 15" E 129° 15' 10"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又は条件	関係 地区
	個別漁業権						
大 区 第20号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町知 之浦対岸 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ, 点才, 点力及び点アを順次 に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 55" E 129° 15' 35" 点イ N 28° 09' 55" E 129° 15' 37" 点ウ N 28° 09' 42" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 42" E 129° 15' 35"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第21号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町平 松地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 24" E 129° 16' 34" 点イ N 28° 09' 24" E 129° 16' 38" 点ウ N 28° 09' 18" E 129° 16' 38" 点エ N 28° 09' 18" E 129° 16' 34"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第22号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦大木田 原地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 07" E 129° 15' 56" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 56" 点ウ N 28° 09' 02" E 129° 15' 38" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 37"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第23号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦手安原 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に直線で結ん だ 線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 09' 06" E 129° 15' 33" 点イ N 28° 09' 03" E 129° 15' 33" 点ウ N 28° 09' 03" E 129° 15' 26" 点エ N 28° 09' 06" E 129° 15' 25"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第24号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦古浦原 地先	基点 1, 点ア, 基点 2 を順次に直線で結んだ線と最大 低 潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点 1 N 28° 09' 08" E 129° 15' 18" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原基点標識) 基点 2 N 28° 09' 13" E 129° 15' 08" (大島郡瀬戸内町三浦古浦原道路護岸基点標識) 点ア N 28° 09' 05" E 129° 15' 13"	漁具群の 外角に電 灯その他 の照明に よる漁具 標識を設 置しなけ ればなら ない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

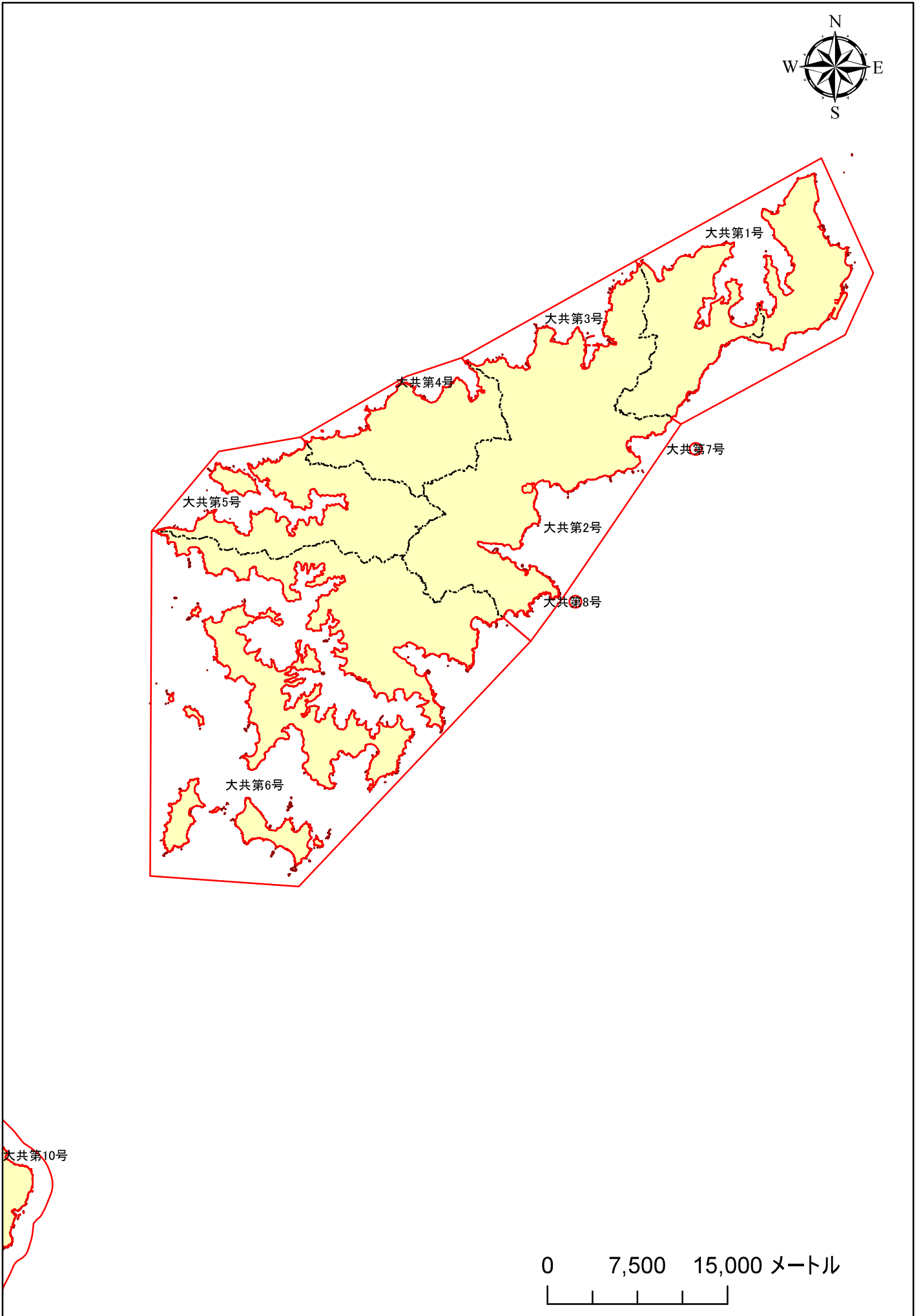
漁場 番号	漁業の種類 個別漁業権 又は団体漁業権の別	漁業の名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	制限又 は条件	関係 地区
	個別漁業権						
大 区 第25号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町三 浦崎畑原 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 57" E 129° 15' 06" 点イ N 28° 09' 00" E 129° 15' 06" 点ウ N 28° 09' 01" E 129° 15' 13" 点エ N 28° 08' 58" E 129° 15' 14"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第26号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町俵 崎地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 43" E 129° 15' 46" 点イ N 28° 08' 49" E 129° 16' 04" 点ウ N 28° 08' 45" E 129° 16' 06" 点エ N 28° 08' 39" E 129° 15' 48"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第27号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町吞 之浦乙崎 地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 08' 21" E 129° 16' 38" 点イ N 28° 08' 21" E 129° 16' 42" 点ウ N 28° 08' 03" E 129° 16' 40" 点エ N 28° 08' 03" E 129° 16' 36"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						
大 区 第28号	第 1 種 区画漁業	真珠養殖業	1月1日～ 12月31日	大島郡瀬 戸内町白 木崎阿田 浜地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アを順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 28° 07' 33" E 129° 17' 18" 点イ N 28° 07' 35" E 129° 17' 23" 点ウ N 28° 07' 27" E 129° 17' 24" 点エ N 28° 07' 26" E 129° 17' 19"	漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない	大島 郡瀬 戸内 町
	個別漁業権						

カ くるまえば養殖業

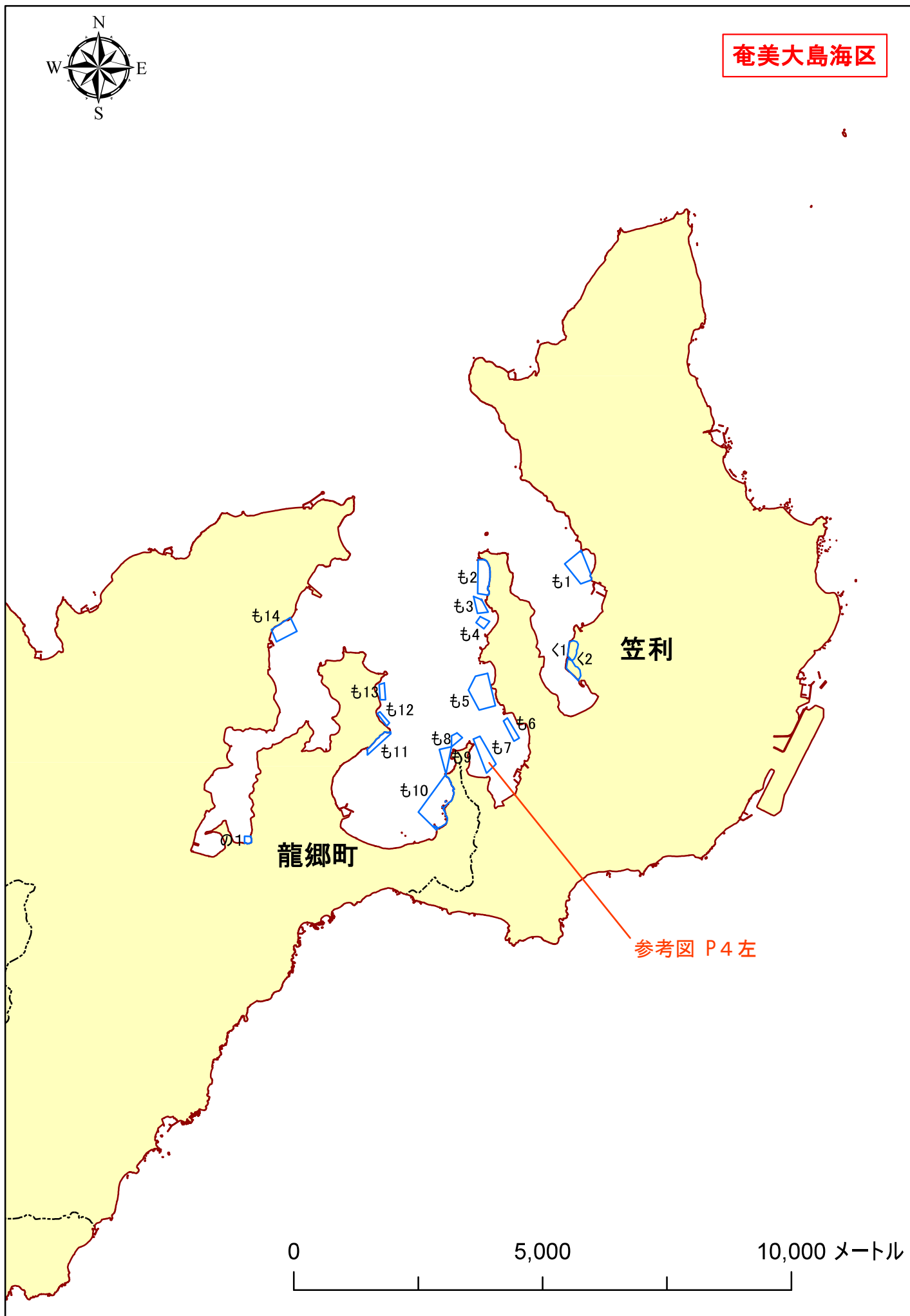
漁場番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	制限又は条件	関係地区
	個別漁業権又は団体漁業権の別						
大区く第1号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	奄美市笠利町手花部イヤンマ地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 27' 09" E 129° 40' 03" (大島郡笠利町手花部イヤンマ基点標識) 基点2 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 点ア N 28° 27' 08" E 129° 40' 00" 点イ N 28° 26' 59" E 129° 39' 59"	なし	奄美市の旧笠利町の区域
	個別漁業権						
大区く第2号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	奄美市笠利町手花部津代地先	基点1, 点ア, 点イ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 26' 56" E 129° 40' 02" (大島郡笠利町手花部津代基点標識) 基点2 N 28° 26' 43" E 129° 40' 07" (大島郡笠利町手花部津代又基点標識) 点ア N 28° 26' 57" E 129° 39' 59" 点イ N 28° 26' 51" E 129° 39' 58"	なし	奄美市の旧笠利町の区域
	個別漁業権						
大区く第3号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡宇検村宇検池ン名地先	基点1及び基点2を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 18' 01" E 129° 12' 53" (大島郡宇検村宇検舟越基点標石) 基点2 N 28° 17' 55" E 129° 12' 58" (大島郡宇検村コシキヨウ基点標石)	なし	大島郡宇検村
	個別漁業権						
大区く第4号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡大和村湯湾釜地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 45" E 129° 24' 38" (大島郡大和村山長川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 46" E 129° 24' 33" (大島郡大和村河平川右岸基点標識) 点ア N 28° 21' 48" E 129° 24' 38" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 34" 点ウ N 28° 21' 49" E 129° 24' 33"	なし	大島郡大和村
	個別漁業権						
大区く第5号	第2種区画漁業	くるまえば養殖業	1月1日～12月31日	大島郡大和村湯湾釜子チ地先	基点1, 点ア, 点イ, 点ウ及び基点2を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 基点及び点の位置 基点1 N 28° 21' 46" E 129° 24' 32" (大島郡大和村河平川左岸基点標識) 基点2 N 28° 21' 50" E 129° 24' 23" (大島郡大和村キク崎基点標識) 点ア N 28° 21' 47" E 129° 24' 32" 点イ N 28° 21' 49" E 129° 24' 32" 点ウ N 28° 21' 53" E 129° 24' 25"	なし	大島郡大和村
	個別漁業権						



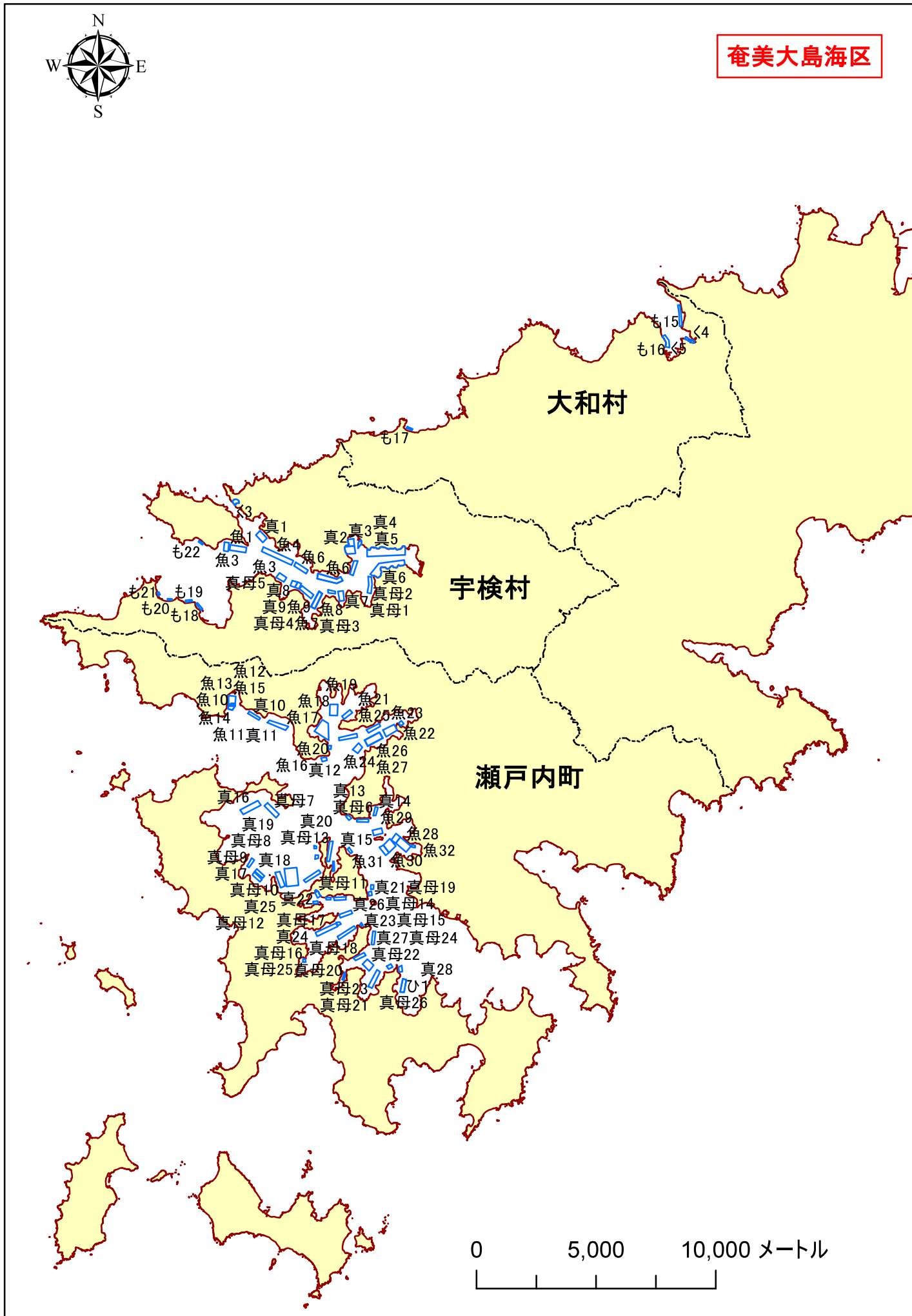
連絡図-1



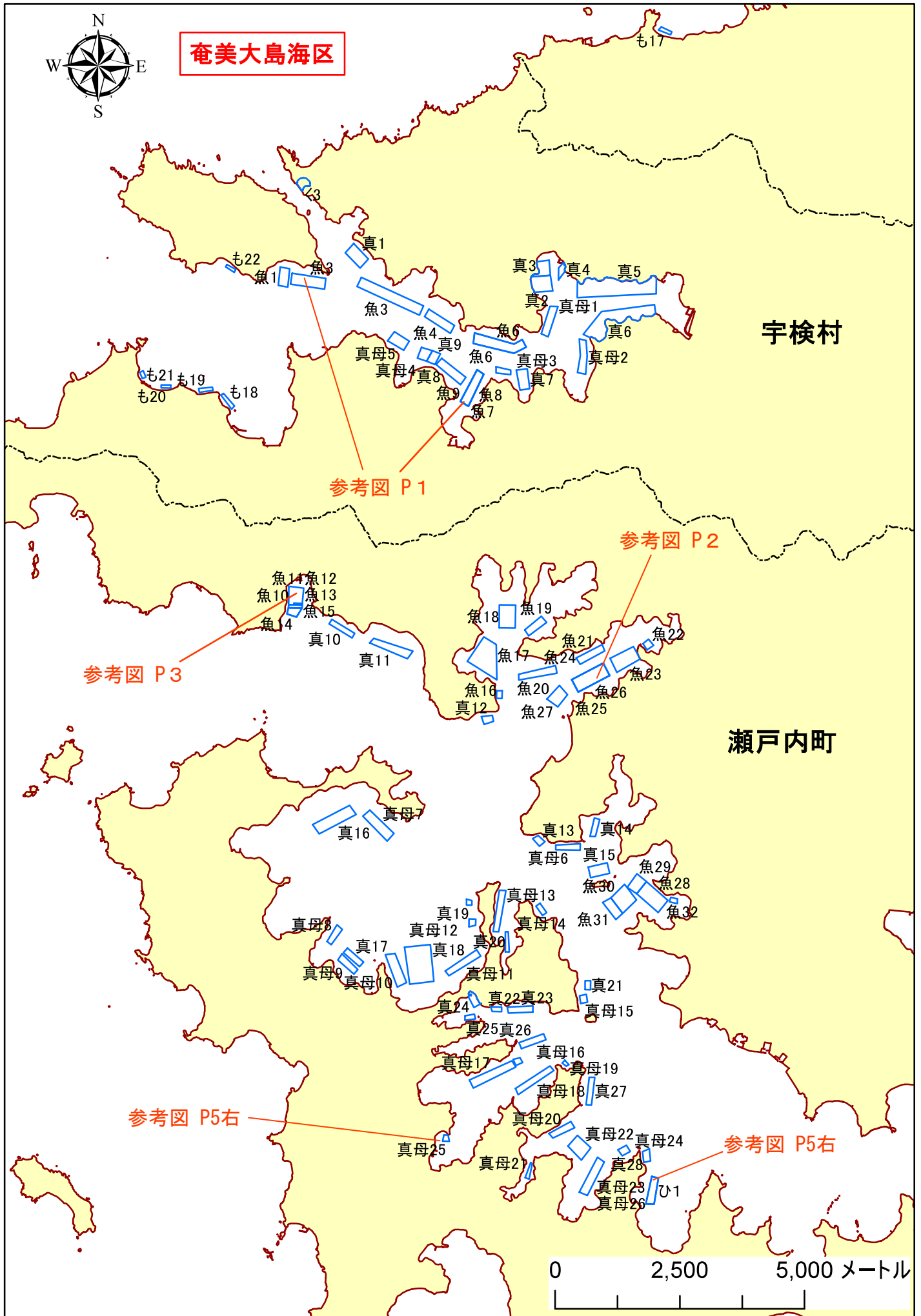
連絡図-2



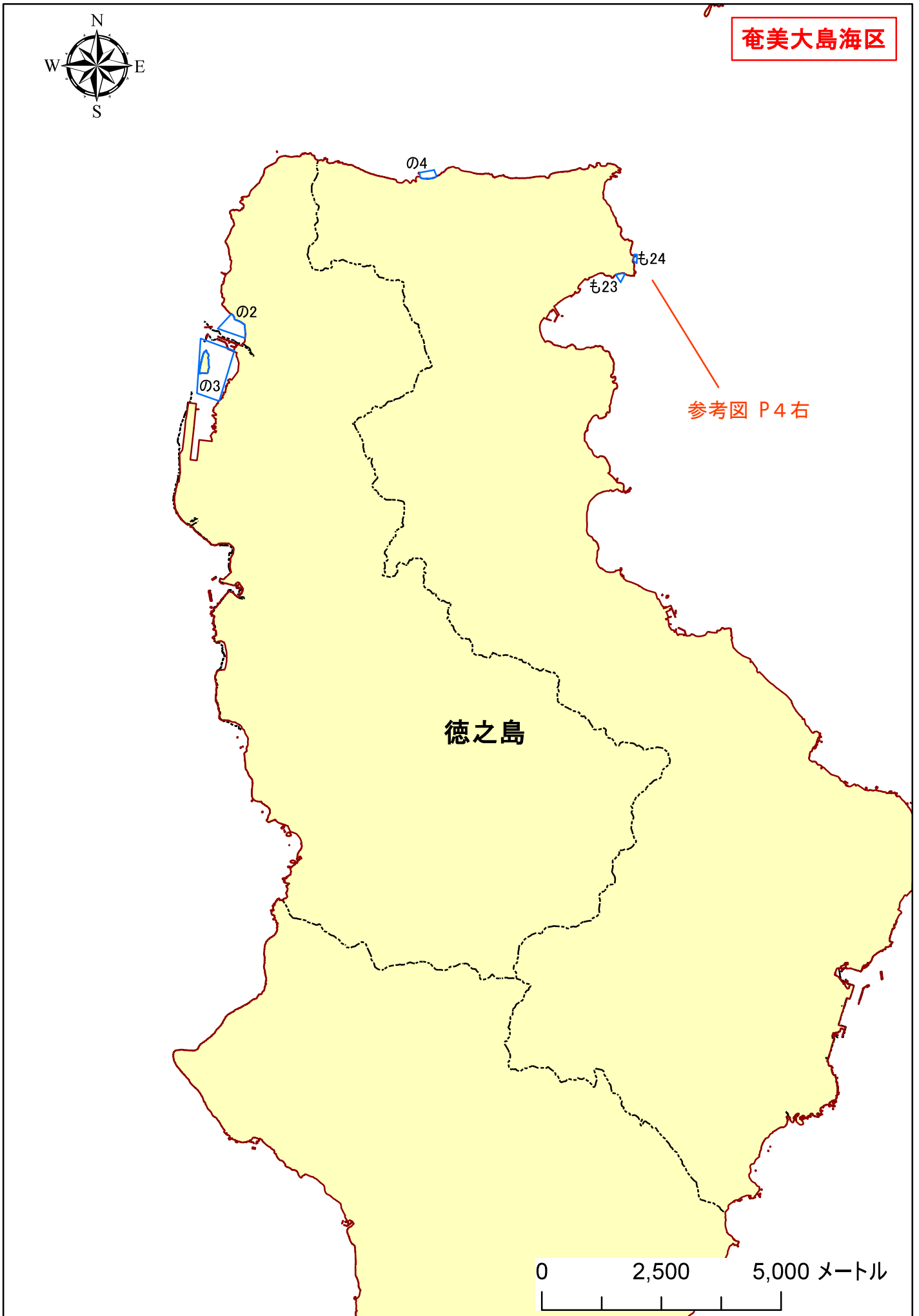
連絡図-3



連絡図-4



連絡図-5



連絡図-6

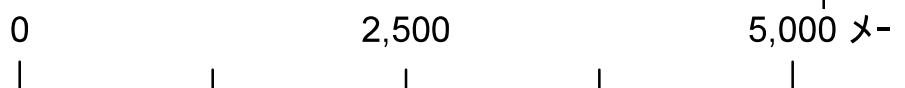


奄美大島海区



も25
ひ2

参考図 P5 左



連絡図-7